（登記申請の方法）

第二十三条　［略］

2　申請人又はその代表者若しくは代理人は、法令の規定により登記申請書に添付すべき書面があるときは、法務大臣の定めるところに従い、当該書面に代わるべき情報にその作成者（認証を要するものについては、作成者及び認証者。第二十五条第二項において同じ。）による電子署名が行われたものを併せて送信しなければならない。

3　［略］

一　［略］

二　商業登記法第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき作成されたもの

三　［略］

（登記事項証明書等の交付の請求方法）

第二十五条　［略］

2　申請人又はその代表者若しくは代理人は、法令の規定により登記事項証明書等の交付の申請書に添付すべき書面があるときは、法務大臣の定めるところに従い、当該書面に代わるべき情報にその作成者による電子署名が行われたものを併せて送信しなければならない。

3　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（登記申請の方法）

第二十三条　［同上］

2　前項の申請をする場合においては、次に掲げる情報を併せて送信しなければならない。

一　代理人によって申請をするときは、令第六条第二号の書面に代わるべき情報であって申請人又はその代表者による電子署名が行われたもの

二　令第六条第三号の書面に代わるべき情報であって作成者（認証を要するものについては、作成者及び認証者）による電子署名が行われたもの

3　［同上］

一　［同上］

二　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき作成されたもの

三　［同上］

（登記事項証明書等の交付の請求方法）

第二十五条　［同上］

2　前項の請求をする場合においては、次に掲げる情報を併せて送信しなければならない。

一　第十八条第一項第一号の書面に代わるべき情報であって作成者（認証を要するものについては、作成者及び認証者）による電子署名が行われたもの

二　代理人によって請求をするときは、第十八条第一項第三号の書面に代わるべき情報であって申請人又はその代表者による電子署名が行われたもの

3　［同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第七号

木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第四項及び第九条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月三十一日

農林水産大臣　金子原二郎

木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則（平成八年農林水産省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（事業計画の認定の申請） **第一条**　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条第一項の認定を受けようとする者は、事業計画認定申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事（法第四条第三項第二号ハの事業所、同号ニの木材生産流通改善施設又は同号ヘ⑵の事業所若しくは区域が当該都道府県以外の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、農林水産大臣）に提出しなければならない。 一・二　（略） （事業計画に記載することができる事項） **第三条**　法第四条第四項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　集材の方法 五　伐採又は伐採後の造林を委託する場合にあっては、その委託先 六・七　（略） 八　伐採後の造林に係る鳥獣害の防止の方法 （森林経営計画の変更の認定の請求） **第五条**　法第九条第一項の規定による変更の認定の請求をする者は、その変更後の森林経営計画に従って施業を開始しようとする日の二十日前（同項の規定により都道府県知事に変更の認定の請求をする場合にあっては三十日前、農林水産大臣に変更の認定の請求をする場合にあっては六十日前）までに、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出しなければならない。 （削る。）	（事業計画の認定の申請） **第一条**　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条第一項の認定を受けようとする者は、事業計画認定申請書（二通）に次に掲げる書類を添え、都道府県知事（法第四条第三項第二号ハの事業所、同号ニの木材生産流通改善施設又は同号ヘ⑵の事業所若しくは区域が当該都道府県以外の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、農林水産大臣）に提出しなければならない。 一・二　（略） （事業計画に記載することができる事項） **第三条**　法第四条第四項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四・五　（新設） （森林経営計画の変更の認定の請求） **第五条**　法第九条第一項の規定による変更の認定の請求をする者は、その変更後の森林経営計画に従って施業を開始しようとする日の二十日前（同項の規定により都道府県知事に変更の認定の請求をする場合にあっては三十日前、農林水産大臣に変更の認定の請求をする場合にあっては六十日前）までに、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出しなければならない。 2　前項の書類の提出部数は、各一通（都道府県知事又は農林水産大臣の認定の請求をする場合にあっては、二通）とする。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。